

## えりも町まちづくり活動事業支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、様々な分野における町民の自発的な活動を支援するため、積極的、自発的な発案による地域の課題解決のためのまちづくり活動事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の交付の申請、決定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次のすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 構成員数が5人以上で、その過半数が町内に在住、在勤、在学している者であること。
- (2) 未成年者のみで構成する場合は、保護者又は教員等が参画していること。
- (3) 宗教活動、政治活動、選挙活動及び営利を目的とした活動を行っていないこと。
- (4) 法令等に違反する活動や公益を害するおそれのある活動を行っていないこと。

### (補助対象活動)

第3条 補助金の対象と活動（以下「補助対象活動」という。）は、補助対象団体が行う公益的かつ新たなまちづくり活動で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 町内で実施される活動であること。
- (2) 地域の課題などに自主的に取り組む活動や地域の活性化等につながる活動であること。
- (3) 環境、福祉、文化、スポーツその他の各分野における町民を対象としたまちづくり活動であること。
- (4) その他町長が対象として認める活動。

2 次に掲げる活動は、補助対象活動としない。

- (1) 活動の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する活動
- (2) 国、北海道又は町の他の補助制度や交付金の対象となる活動（現に他の補助金等を受けているものを含む）
- (3) 補助対象事業者等の継続事業や恒例となっている活動
- (4) その他町長が適当でないと認めた活動

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象活動に直接必要な経費とする。

2 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。ただし、町長が特に必要と認めた備品の取得経費については、この限りではない。

- (1) 補助対象団体の維持、運営に要する経費
- (2) 補助対象団体の人件費
- (3) 食糧費
- (4) 土地や備品の取得経費

(5) その他町長が適当でないとした経費  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のいずれか低い額とし、1事業につき30万円を限度とする。ただし、1千円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 補助対象経費の10分の10以内の額。
- (2) 補助対象経費の総額から補助対象活動に係る収入を差し引いた額。

2 補助対象活動として決定された申請団体は、同一事業について3年を限度として再度交付申請をすることができる。ただし、同一事業であっても内容の充実、発展性等が認められる場合はこの限りではない。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請団体」という。）は、まちづくり活動事業支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 団体の概要（別紙1）
- (2) 活動計画書（別紙2）
- (3) 活動収支予算書（別紙3）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の補助金の申請を受理した時は、これを審査し、適当と認めるときは、申請団体に対し、まちづくり活動支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、交付の決定に条件を付すことができる。

(変更承認申請)

第8条 申請団体は、前条の交付の決定を受けた後、補助金申請の内容を変更する場合又は補助対象活動を中止もしくは廃止しようとする場合は、まちづくり活動事業支援補助金変更承認申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 申請団体は、補助対象活動が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象活動の遂行が困難となった場合は、町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 申請団体は、補助対象活動が完了した場合は、完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までにまちづくり活動事業支援補助金実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて町長へ提出するものとする。

- (1) 活動報告書（別紙1）
- (2) 活動収支決算書（別紙2）
- (3) 活動に要した経費に係る領収書等

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条の実績報告により補助金の額を確定し、まちづくり活動事業支援補助金交付額確定通知書（別記第 5 号様式）を申請団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 前条の補助金の額の確定を受けた申請団体は、速やかにまちづくり活動事業支援補助金請求書（別記第 6 号様式）を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 町長は、補助金の額の確定前においても相当の理由があると認めるときは、申請団体に対し、概算払をすることができる。

3 申請団体が概算払を受けようとするときは、まちづくり活動支援事業補助金概算払請求書（別記第 6 号様式）を提出するものとする。

4 申請団体は、既に確定額を超えて補助金の交付決定を受けているときは、確定額を超えている部分について、町長の定める期限までに返還しなければならない。

(補助金交付の取り消し)

第 13 条 町長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第 14 条 町長は、補助金の交付を取り消した場合は、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日に施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。